報告（２）

金峰山少年自然の家整備について

資料１　金峰山少年自然の家整備運営審議会の審議状況及び今後のスケジュールについて　・・・Ｐ２

別紙１　金峰山少年自然の家整備運営審議会　主な意見内容　Ｐ３～５

別紙２　熊本市立野外教育施設運営協議会　主な意見内容　Ｐ６～７

資料２　熊本市立金峰山少年自然の家新施設整備運営事業実施方針案（概要版）　・・・Ｐ８

資料３　熊本市立金峰山少年自然の家新施設整備運営事業要求水準書案（概要版）　・・・Ｐ１０

資料４　金峰山少年自然の家再建に伴う「熊本市立野外教育施設条例」の一部改正について　・・・Ｐ１４

別冊１　熊本市立金峰山少年自然の家新施設整備運営事業実施方針（案）

別冊２　熊本市立金峰山少年自然の家新施設整備運営事業要求水準書（案）

資料１

金峰山少年自然の家整備運営審議会の審議状況及び今後のスケジュールについて

8月定例教育委員会会議で「新自然の家整備基本計画」を定め、同月設置した「金峰山少年自然の家整備運営審議会」を9月17日、10月13日(現地視察)、10月20日に開催し、事業手法、実施方針・要求水準書案の審議を行っている。また、熊本市立野外教育施設運営協議会（10月21日開催）でもご意見をいただいているところ。

別紙１ 金峰山少年自然の家整備運営審議会　主な意見内容　Ｐ３～５
別紙２ 熊本市立野外教育施設運営協議会　主な意見内容　Ｐ６～７

＜事業手法の検討＞

・従来方式（設計,建設をそれぞれ発注し管理運営を直営又は指定管理）や民間事業者のノウハウ・資金を活用するＰＦＩ方式（設計,建設,管理運営を一括発注等）等を審議会で検討し、教育委員会会議、議会で予算案・熊本市立野外教育施設条例一部改正の承認、教育委員会で実施方針の議決を得て決定。

＜実施方針＞

・ＰＦＩ事業の事業内容、民間事業者の募集・選定、リスク・責任分担、事業継続困難となった場合の対応等を規定した方針を定めたもの

＜要求水準書＞

・事業者の募集・選定にあたり施設整備・サービス水準を示したもの

【今後のスケジュール案】

Ｒ３.１０月～１２月　庁内関係部署との協議、政策会議への附議

Ｒ３.１２月教育委員会会議
　事業手法、実施方針、要求水準書案の政策会議後の報告

Ｒ４.１月～　実施方針、要求水準書案の公表　※広く意見を聴取し修正

Ｒ４.１月教育委員会会議
　予算案（当初予算：事業者募集の債務負担）
　野外教育施設条例改正案（目的・対象者、使用料設定、指定管理者制度）

Ｒ４.３月 第１回定例会
　予算案（当初予算：事業者募集の債務負担）
　熊本市立野外教育施設条例の一部改正

Ｒ４.３月教育委員会会議
　実施方針、要求水準書を決定

Ｒ４.４月～　事業者募集

別紙１

金峰山少年自然の家整備運営審議会　主な意見内容

１　事業手法等に関する意見

（１）従来方式は、市が事業主体となるため、客観性が保てる。また、設計、施工、運営主体が分れるため、互いの関係性の透明性が高いメリットがある。

（２）ＰＦＩ方式では、第三者の視点が金融機関となりはしないか。その場合は、重要視されるのが収益性ということに絞られるのではないかと懸念する。

（３）キャンプや野外活動が青少年教育に必要であることを行政、学校の先生たちに理解していただきたい。その現場が少年自然の家と考えていたので、第１回審議会で直営を主張した。

先日の施設視察時に直営での問題点も分かったので、運営体制がしっかりとした事業者の選定ができれば問題ないと考える。

（４）ＰＦＩ形式で事業を行う際に、契約した以外のことで、日々運営が変化していくと思う。日々、色々なプログラムやアクティビティを市民と事業者も含めて一緒に考えていき、市民を巻き込みながら、その場を使っていくようなイメージを持っている。

（５）ＰＦＩ事業の選定にあたっては、より質の高い教育の提供や学びの場の提供をしっかりやっていくという文言を入れてほしい。またそういう姿勢で臨んでほしいと思った。

要求水準書の「基本理念」に盛り込めばよいのではないか。

（６）ＰＦＩ、民間導入しながら、より質の高い民間のノウハウを入れて、公共施設としてできなかったことを今度はしっかりとやっていくというような形で記載したらよいと思う。

（７）ＰＦＩ方式が政府の方で提唱され、内閣府で PFI 方式が推奨されている。熊本市も同じように PFI 方式の活用指針を作成している。

ＰＦＩ方式のよいところは、確かに資金面で平準化されるというのが強調されているが、運営審議会というものがあり、毎年審議して内容をチェックしていく体制をとれるというのが一番である。

（８）内閣府の PPP/PFI 推進アクションプランに関しては、もっと小さいところにやってほしいという形になっている。逆に言うと熊本市は大きい都市なので、やらないと済まないみたいだが、それは国自体が推進していることでもあり、ＰＦＩ方式を使うというのは時代の流れと考える。

（９）国や県、市が直営しているところは、最初は優秀なスタッフを入れてやる気に燃えている。ところが５年、10 年経つと、スタッフもマンネリ化し、学校は集団宿泊教室を教育課程に組み込んでくるので、客が自動的に来ると思っている。

教育効果を上げようと一所懸命学校でプランし、これだけのものを子どもたちに体験させよう、それもあえて不便な生活の中に飛び込んでいくというようなことで張り切っていくのだが、入ったら対応があまりよくないということを年々感じていた。

ここで民のノウハウを取り入れて、新自然の家を名目共に新しく建て替えるという点では、総合的に考えて、ＰＦＩが今の選択肢の中では一番よいと思う。

2　施設整備・運営に関する意見

（1）建築の機能では、決め過ぎない、造りこみ過ぎない、どんな変化にも耐えられるような、おおらかな自然の家がよい。ものの循環をしっかりと踏まえたような建築であるべき。

（2）市、事業者、市民が参加する複数回のワークショップを実施することを事業選定の要求事項とすべきと思う。より市民の希望や実情を反映した建築にする必要がある。

（3）子どもたちの参画を検討してほしい。子どもや学生の意見など、多くの市民の意見を取り入れたものというのが、施設の特色になるとよい。

（4）ユニバーサルデザイン計画等に基づく、だれもが利用しやすい施設づくりが必要。
多機能トイレ、授乳室、視覚障害者対応サイン、導線等

（5）コロナ禍の計画なので、アフターコロナを考えざるを得ない。感染症対策等を入れておく必要があり、子どもたち対象の集約施設は配慮が非常に重要。

（6）全施設解体（多目的ハウスを除く）ではなく、耐震構造に問題のない体育館や、かまど等の設備が十分使用可能な野外炊飯棟の改修も可とする施設整備の検討が必要。

（7）金峰山少年自然の家の伝統や積み上げられてきたノウハウ、金峰山周辺の自然体系を活かした特色ある施設づくりが必要。

（8）地域で、凧揚げや餅つき大会などの活動を行っているで、色々なプログラムが考えられるよい場所なので、特色が出せると思う。それには、運営プログラムと建築がセットと思っている。

（9）自然プログラムとして、博物館との連携も可能と伺っている。そのことで、豊富で本格的な体験プログラムを組めると思う。

（10）自然の家が新しくできれば、特色は、森林やクライミングウォール等、色々とあると思うが、学校としてそれをどのように子どもたちの教育に活かしていくのか。子どもたちは体力が低下しているところもあるので、この事業には非常に期待している。

（11）避難計画を作るということに関して、計画を作るのは勿論だが、定期的に事業者や管理側の人間で避難訓練や非常時の内容の訓練等を行っていただきたい。

3　実施方針、要求水準書に記載する項目の意見

①　ＰＦＩ方式でグループに発注する場合の設計監理を熊本市として厳しくやってほしい。
監理をどうするのかを盛り込んでほしい。

②　要求水準書に、「子どもの参画」、施設を使う小学生や使ったことのある中学生、そして大学生等の意見を含めるようにしていただきたい。ワークショップも段階があると思うので、必要に応じて。

③　設計がある程度固まった段階で、いただいた意見がしっかりとそこに反映できるような形で、変更や修正できるような形で、要求水準を少し緩めておくとよい。

④　「体育館」という表現を別の表現にした方がよいと思う。要求水準書にも体育館ではどのようなことをするということが書かれているが、その内容からすると、例えば「多目的ホール」という名前にしたり、「研修室大」にするとよい。

⑤　イノシシ対策、体育館等のアスベストの問題もリスクに入れておかなければいけない。

⑥　建築の建物の形態について、周辺環境に配慮したという文言を是非入れていただきたい。具体的には、屋根の形態や外壁の色彩等になる。

⑦　「音環境」に関しては、「騒音の抑制に努めること」とあるが、吸音に関しては子どもの施設として非常に音が賑やかになると思う。そういう吸音に関しても指針として入れておいた方がよい。

⑧　遵守すべき法令等に、法律だけでなく色々な資料を参考にするようにという項目があるが、是非こちらに関連する工事の各学会の指針というのも入れていただきたい。

⑨　現場を見たときに石の階段があり、それが以前の少年自然の家のシンボルのような形であったのだが、バリアフリーや安全性のことを考えるとあの階段の活用をどうしていけばいいのか、手すりを設置するのか。そのような部分についての活用と安全対策等は具体的な部分として盛り込む必要がある。

⑩　業務方針の中に①日常保守点検業務と②定期保守点検業務と書かれているが、これは非常に大事なこと。長寿命化や維持管理費の削減ということで、このようなことは積極的に行っていく必要があると思うが、点検計画書を提出してもらうようお願いしたい。

⑪　保健室の設計について、学校における保健室の設計の基準等を参考にして、屋内・屋外に通じる出入口を作ったり、運動施設との連絡をよくするといったことを盛り込んでいただきたい。

別紙２

熊本市立野外教育施設運営協議会
主な意見内容

１　整備運営に関する意見

（１）自然の家で、楽しかったというのは基本的によいことと思うが、学びを生活の中で活かすというところを含めて考えていくべきと思う。

（２）自然の家再建事業の実施方針等を市民に公開して、色んなディスカッションされたことを、施設整備運営審議会が事業者選考のときに、きちっと反映していただき、市民の声がきちんと受入れられる事業者を選んでいただきたい。

（３）環境教育であったり、ＳＤＧｓ自体を学べるという仕組みと、そこの中でも学ぶ機会、実体験として学ぶようことを盛り込んでいたほうがよい。

　例えば、みんなで協力して乗り越えてくようなアクティビティーとか、より子どもたちが協力することで、そのつながりを実感できるようなことも、ぜひ具体的なプログラムの中に盛り込んでいただくと非常にありがたい。

（４）ＰＦＩ方式になったときに、事業者が決定すると、そこが基本的には運用していく形になっていく。主体的にこの施設をどういうふうな形にするかというのは、そこに任される可能性のほうが高くなる。

　職員の継続性や人をどう育成しているのか。そういったものを、ある程度条件をつけておかないと、開かれた金峰山のかたちにはなりにくい。

（５）運営企業のパフォーマンスに対して、審議会だとか検討会みたいなもので、年度末に発表していただきたいと思う。よくても悪くても、明らかにすることが重要であり、パフォーマンス評価をきちっとやれるような組織にしていただきたい。

（６）大丈夫な子は集団でいけるけど、いじめられたりする子、あるいは愛着形成や、先天的な特別支援が必要な子どもというのは、個別の支援が必要になってくる。

　この問題に対しては、縦割りじゃなくて横につながっていくような新しい形で、より個別的に、そしてその中で子どもたちが癒やされたり、あるいは、サバイバルになっていくようなものが必要と思う。

（７）新しい施設で自然体験プラスαのＳＤＧｓも含めたところで、どんな学びができるのかっていうのをしっかり、今の段階から、学校現場もしっかりそれを踏まえて、取り組んでいければよいと思っている。

（８）不登校の子どもたちの居場所、居場所づくりとか、金峰山少年自然の家に行って、月１回でもいいから、こういう体験をした、喜びを胸にして何年かしたら、あそこに行ったからよかったな。という不登校の子どもたちも、活用できるような場にもなってほしい。

（９）熊本森林管理署では、平成１５年から少年自然の家の周辺を「遊々の森」として、市教育委員会と協定を結んでいる。本年度末の計画では、「遊々の森」を中心に、森林整備を計画している。今まで遊歩道が狭かったりというところもあるので、利用しやすいように、事業を進めたいと思っているので、ご協力をお願いする。

（10）保護者としての要望は、熊本地震を経験しているので、自然の怖さと、電気と水道のない生活をして、生き抜く力を子どもたちに付けてもらいたいと思う。
　あのとき防災グッズよりもキャンプグッズのほうが役に立ったと思うので、そういうところを子どもたちが学べる、そんな施設になったらよいと思っている。

（11）今後、生活の中に生き抜く、という知恵をこの施設で身に付け、気づいてもらえればよいと思う。できるだけ子どもたちに、よりよい体験活動を含めて、与えられるような仕組みを考えてもらいたいというのが、皆さんのご意見と思うので、事務局でくみ取ってやっていただきたい。

資料２

熊本市立金峰山少年自然の家新施設整備運営事業
実施方針案（概要版）

＜第１ 特定事業の選定に関する事項＞

１　事業内容に関する事項

（事業名称） 熊本市立金峰山少年自然の家新施設整備運営事業

（事業目的） 小中学生の自然学習の提供の場に加え、青少年団体をはじめ市民等の自然体験の拠点施設。

（基本方針） 心豊かでたくましい青少年の教育を支援するとともに、誰もが豊かな自然に親しみながら、学び、遊び、考える自然体験の拠点施設

（事業方式） ＰＦＩ法に基づき、事業者が設計・建設し、所有権を市に移転した後、維持管理及び運営を行うＢＴＯ（Build Transfer Operate）方式

（事業期間） １７年3ヶ月間（設計・建設２年3月、管理・運営１５年）

令和4年（2022年）12月　　契約締結
令和5年（2023年）　1月～　本施設の設計・解体・建設
令和7年（2025年）　1月　　本施設の引き渡し及び所有権移転
令和7年（2025年）　4月　　本施設の供用開始
令和22年（2040年）3月　　事業期間終了（維持管理・運営期間は15年）

（業務範囲） 設計業務、建設業務、維持管理業務、運営業務

＜第２ 民間事業者の募集及び選定に関する事項＞

（選定方法） 総合評価一般競争入札方式

（日程）

令和4年1月 実施方針(案)及び要求水準書(案)の公表等
令和4年3月 特定事業の選定・公表
令和4年 4月 入札公告、入札説明会
令和4年9月 入札書及び提案書類の受付
令和4年10月 選定事業者の決定
令和4年11月基本協定の締結、仮契約の締結
令和4年12月 契約締結

（入札参加者の備えるべき参加資格要件）

・設計、建設、工事監理、維持管理、運営を行う企業で構成するグループ参加
・仮契約締結までに会社法に定める株式会社として本事業を実施するＳＰＣを市内に設立

（審査及び選定）

・提案書等の審査は、学識経験者等で構成する金峰山少年自然の家整備運営審議会で行い、市は、審議会の審査による最優秀提案の選定を踏まえ、落札者を決定する。

＜第３ 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項＞

1　基本的な考え方

2　予想されるリスクと責任分担

3　事業の実施状況のモニタリング

4　事業者に対する支払額の減額等

＜第４ 公共施設等の立地及び規模に関する事項＞

１　敷地条件

項　目	内　容
建設予定地	熊本市西区池上町 3071 番地 5
事業対象敷地面積	9,456 ㎡
用途地域	市街地調整区域
建ぺい率	40%
容積率	80%

２　施設の規模及び必要な機能

項　目		内　容
規模	延床面積	2,650 ㎡程度
	宿泊人数	200 人程度
機能	共通機能	エントランスホール、ミーティングルーム、トイレ手洗場、エレベーター　等
	学習・交流機能	研修室、体育館　等
	管理機能	事務室、保健室、宿直室　等
	生活機能	宿泊室、バリアフリー室、浴場、シャワー室　等
	食堂機能	食堂、厨房、食品庫　等
	野外機能	野外炊飯棟、キャンプファイアー場、常設テント、天体観察テラス、アスレチック、野外トイレ　等
	外構等	掲揚台、駐車場、駐輪場、植栽　等

３　解体又は改修の対象となる既存施設

施設名称	構　造	延べ床面積	解体又は改修
管理棟	鉄筋コンクリート造	321 ㎡	解体
研修棟	鉄筋コンクリート造	167 ㎡	
宿泊棟・リーダー室棟	鉄筋コンクリート造・鉄骨造	857 ㎡	
浴室棟	鉄筋コンクリート造	86 ㎡	
食堂棟	鉄筋コンクリート造	175 ㎡	
管理人棟	木造	36 ㎡	
体育館	鉄骨造	292 ㎡	解体又は改修
野外炊飯棟	木造	141 ㎡	
屋外多目的ハウス	木造	180 ㎡	改修

※解体対象施設として、その他に駐輪場、屋外トイレ、ボイラー室、ポンプ室等を含む

＜第５ 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項＞

事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意をもって協議し、協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従う。

＜第６ 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項＞

1　事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

2　市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

3　その他の事由により事業の継続が困難となった場合

4　金融機関と市の協議

＜第７ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項＞

1　法制上及び税制上の措置に関する事項

2　財政上及び金融上の支援

3　その他の支援に関する事項

資料３

熊本市立金峰山少年自然の家新施設整備運営事業
要求水準書案（概要版）

第１ 総則

<table>
<tr><th>項　目</th><th>主な内容</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>1 本書の位置づけ
2 性能規定
3 事業の目的
4 本事業の基本方針
5 事業範囲
6 事業期間
7 遵守すべき法制度等
8 要求水準の変更</td><td>4 本事業の基本方針
本施設は、恵まれた自然環境の中で、集団生活を通じて、青少年の健全な育成を図るとともに、市民が社会教育を実践する場として整備を行う。本施設の基本理念は、次のとおりです。
心豊かでたくましい青少年の教育を支援するとともに、誰もが豊かな自然に 親しみながら、学び、遊び、考える自然体験の拠点施設</td><td>1～9</td></tr>
</table>

第２ 設計・建設に関する要求水準

<table>
<tr><th>項　目</th><th>主な内容</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>1 施設整備に係る基本条件</td><td>事業者は、事業用地内にある多目的ハウスを除く既存施設を解体・撤去し、本事業に必要な整備施設を整備する。また、多目的ハウスについては改修する。（体育館、野外炊飯棟については、既存施設の改修により整備することも可能とする。）
（３）本施設の概要
①施設の規模
<table>
<tr><th>項目</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>建築面積</td><td>事業者の提案とする。</td></tr>
<tr><td>延床面積</td><td>2,650 ㎡程度</td></tr>
<tr><td>宿泊定員</td><td>200 名程度</td></tr>
<tr><td>駐車場等</td><td>大型バス 3 台、普通車 30 台以上、職員駐車場（必要台数）、送迎用バス・タクシーの停車・転回場</td></tr>
</table>
②施設の構成等
整備施設は、以下に示す機能から構成するものとし、その他必要な機能については、事業者の提案とする。
<table>
<tr><th>機能</th><th>諸室等</th></tr>
<tr><td>宿泊機能</td><td>宿泊室（洋室・和室）、バリアフリー室、食堂、浴室、洗面所、トイレ　等</td></tr>
<tr><td>学習機能</td><td>研修室、体育館、天体観察テラス、森林学習展示スペース　等</td></tr>
<tr><td>交流機能</td><td>広場、談話スペース　等</td></tr>
<tr><td>野外活動機能</td><td>野外炊飯棟、キャンプファイアー場、常設テント、屋外トイレ、倉庫　等</td></tr>
<tr><td>レクリエーション機能</td><td>アスレチック、クライミングウォール　等</td></tr>
<tr><td>情報発信機能</td><td>情報発信コーナー、特産品コーナー　等</td></tr>
<tr><td>管理運営機能</td><td>事務室、エントランスホール、保健室、宿直室、洗濯スペース、リネン室、厨房、食品庫、給湯室、更衣室、スタッフ用トイレ、宿直室、スタッフ室、電気室、機械室　等</td></tr>
<tr><td>外構等</td><td>掲揚台、駐車場、駐輪場、構内通路、植栽、フェンス　等</td></tr>
</table></td><td>10～12</td></tr>
<tr><td>2 施設整備に関する要件
3 改修施設に関する要件</td><td>(1)共通事項　①社会性 ②環境性 ③防災性 ④防犯・安全性 ⑤機能性 ⑥経済・安全性
(2)建築計画　①配置計画 ②諸室計画
(3)構造計画　①耐震性能 ②耐久性
(4)設備計画　①電気設備 ②空調排煙換気設備 ③給排水衛生設備 ④エレベーター設備
(5)外構計画　①駐車場 ②機器、食材等搬入スペース ③敷地内街灯 等
(6)什器備品設備</td><td>12～25</td></tr>
</table>

第３ 設計業務に関する要求水準

項　目	主な内容	頁
1 総則 2 事前調査業務 3 設計業務 4 各種申請業務 5 市民ワークショップ開催業務	事業者は、本書に従って、設計業務を行うこと。 ①事前調査業務　②設計業務（ア基本設計イ実施設計）　③各種申請業務 ④市民ワークショップ開催業務　等	26～31

第４ 建設業務に関する要求水準

項　目	主な内容	頁
1 総則 2 建設工事業務 3 解体・撤去業務 4 工事監理業務 5 施設引渡し業務 6 備品等調達設置業務 7 開業準備業務	事業者は、各種関係法令等を遵守し、本書、事業契約書、設計図書、事業者提案等に基づき、本施設の整備を行うこと。 ①建設工事業務　②備品等調達設置業務　③工事監理業務　④解体・撤去業務　⑤施設引渡業務　⑥開業準備業務　⑦その他施設整備上必要な業務	32～37

第５ 維持管理業務に関する要求水準

項　目	主な内容	頁
1 総則 （1）業務の区分（2）業務期間（3）業務の対象範囲（4）業務実施の基本方針（5）実施体制（6）業務実施における留意点（7）保険（8）業務仕様書（9）業務計画書（１０）長期修繕計画書（１１）業務報告書（１２）モニタリングの実施（１３）市及び関係機関との調整（１４）事業期間終了時の対応	(5)実施体制 適切な維持管理のため「業務責任者」及び「業務従事者」を配置 (9)業務計画書（毎年度） 実施体制、実施内容及び実施スケジュール等の必要な事項を記載した業務計画書を作成し提出 (10)業務報告書（毎年度） 日報、月次報告書、四半期報告書及び年次報告書を作成 (12)モニタリングの実施 事業者は、維持管理業務及び運営業務のサービス状況を維持改善するよう、セルフモニタリングを実施。 市は、事業者の業務サービス水準を確認するため、業務報告書の内容の他、随時、立入検査等により確認。	38～41
2 建築物保守管理業務	（2）業務の方針　①日常保守点検 ②定期保守点検 ③クレーム対応 （3）要求水準　①全体②内壁外壁③床④屋根⑤天井⑥建具⑦階段⑧手摺等	41～43
3 建築設備保守管理業務	（2）業務の方針　①運転・監視②法定点検③定期点検④劣化等への対応⑤故障・クレーム対応 （3）要求水準　①照明②動力設備・受変電設備・自家発電設備③通信（電話・情報・テレビ共同受信等）④飲料水の供給・貯蔵・配水⑤排水とごみ⑥給湯⑦空調・換気・排煙⑧エレベーター設備⑨防災設備⑩その他	43～44

4 備品・什器等保守管理業務 5 外構施設等保守管理業務 6 環境衛生管理業務 7 清掃業務 8 警備業務 9 修繕・更新業務	4 備品・什器等保守管理業務 ①備品等の保守管理②消耗品の保守管理③備品台帳の整備 5 外構施設等保守管理業務 ①外構施設②外灯照明③植栽 6 環境衛生管理業務 ①年間管理計画及び月間管理計画作成②管理計画に基づく環境衛生管理業務の実施③必要な事項の測定、検査、調査の実施とその結果評価等 7 清掃業務 ①施設清掃②外構清掃業務③害虫防除業務④廃棄物処理業務 8 警備業務 ①全般②駐車場・駐輪場 9 修繕・更新業務 ①修繕業務計画書の作成、提出②修繕・更新の実施③修繕・更新の報告等	45～50

第6 運営業務に関する要求水準

項　目	主な内容	頁
1　総則 （1）業務の区分 （2）業務期間 （3）対象施設 （4）休館日 （5）実施体制 （6）学校利用と一般利用の利用区分の考え方 （7）業務実施における留意点 （8）利用料金 （9）市及び関係機関との調整 （１０）事故・非常時等の対応 等	（1）業務の区分 ①総合管理業務　②学校利用等管理業務　③一般利用等管理業務　④学習プログラムの開発・提供業務　⑤広報・ＰＲ業務　⑥食事等の提供業務　⑦物品販売業務　⑧自由提案業務 （5）実施体制 事業者は、施設の円滑な管理運営のため、「総括責任者」、「業務責任者」及び「業務従事者」を配置する。 （6）学校利用と一般利用の利用区分の考え方 （一般利用等管理業務）学校による利用がない日を基本として、学校利用と一般利用の宿泊が重ならないようにする。 （8）利用料金 ①利用料金：利用者から徴収する施設の利用料金については、市が定めた金額内において、市の承認を得て事業者が定める。 ②食事料金：公の施設であることを考慮し適正な価格設定に努める。学校利用における食事料金については、これまでの食事料金を基本に価格設定を行う。 （１０）事故・非常時等の対応 　事故防止、感染症等対策、防災及び防犯対策に努め、事故及び災害等発生時に備え、マニュアルを作成し「業務従事者」に周知徹底を図る。	51～56
2　総合管理業務	①業務計画書の作成・提出②業務報告書の作成・提出③非常時の対応	56～57

3　学校利用等管理業務 4　一般利用等管理業務 5　学習プログラムの開発・提供業務 6　広報・ＰＲ業務 7　食事等の提供業務 8　物品販売業務 9　自由提案事	3　学校利用等管理業務 ①受入準備業務②集団宿泊教室の受入業務③利用料金等の徴収 4　一般利用等管理業務 ①利用者受入業務②主催事業の実施業務③体験プログラム等の提供業務④野外活動指導者養成業務 5　学習プログラムの開発・提供業務 体験活動の情報収集を行い、自然学習、文化・歴史学習、産業等の各種学習プログラムや野外活動、スポーツ等のプログラムの企画・開発に努め、利用団体へ提供できるように整備する。 6　広報・ＰＲ業務 より多くの青少年団体や市民等に利用の機会を提供できるよう、様々な媒体を通して、充実した広報・宣伝を行う。 7　食事等の提供業務 宿泊する利用者のニーズ等を踏まえ、提供方法や飲食メニュー等の工夫を図る。また、宿泊利用者以外も対象としたサービスを展開することで、施設全体の利用促進を図る。 8　物品販売業務 利用者の利便性向上に加えて、周辺住民等、広く利用者の利用促進にも努める物品の販売を行う。 9　自由提案事業 本施設の屋内、屋外、及び周辺の自然環境等を活用して、学習・文化・飲食・スポーツ・娯楽等の活動に関する事業等を実施することができる。	57～63

資料４

金峰山少年自然の家再建に伴う「熊本市立野外教育施設条例」の一部改正について

金峰山少年自然の家再建にあたり、社会教育施設として地域住民や地域団体、ファミリーなど広く市民が利用できるよう、また、民間のノウハウ活用により運営が充実するよう、「熊本市立野外教育施設条例」の一部改正を行う。

（スケジュール案）
・R3.10～12月 庁内関係各課と協議
・R4.1月　教育委員会会議 議案として条例案を審議
・R4.2月　令和４年第１回定例会に条例案を上程
・R4.4月～　事業者募集

【改正案の概要】

＜設置目的、対象者の見直し＞

●設置目的の見直し
学校での集団宿泊及び少年団体における少年の健全育成に加え、自然環境の中での活動を通じた家庭教育・地域教育充実のため、広く市民を利用対象とする旨を追加。
●名称変更
（現行）熊本市立金峰山少年自然の家　（変更案）熊本市立金峰山自然の家（仮）
●事業の対象者の追加
「少年」「少年団体」を「青少年」「青少年団体」「市民」に変更。
●使用者範囲の拡大
・「学校教育活動で利用する本市内小中学生・その引率者、及び本市内小中学生を主たる構成員とする団体・その引率者等」に、「市民等」を追加。
【追加】
・本市に居住若しくは本市に通学、通勤している者又は本市に一時的に滞在している者

＜使用料の設定＞

●施設使用については、原則として使用料を設定
・一般利用者（青少年団体を含む）について施設使用料を有料化
※市内小中学校での使用については引き続き無料（食事代、シーツクリーニング代等の実費は引き続き使用者負担）
・日帰り・宿泊、一般・中学生以下ごとに上限額を設定予定
※民間事業者の場合は事業者提案により委員会の承認を得て料金を設定

＜指定管理者制度＞

●指定管理者制度の規定を追加
・指定管理者による管理、指定の手続き、管理の基準、利用料金、協定の締結、指定の取消し等に係る損害賠償、秘密保持の義務等について規定
（指定管理者による管理）法人その他の団体で本市が指定するもの（指定管理者）に行わせることができる。
（指定の手続き）事業計画書等を委員会に申請し、議会の議決を経て選定する。
（管理の基準）この条例、規則及び委員会が定めるところに従い、管理しなければならない
（利用料金）委員会の承認を得て定める（この条例に定める使用料は適用しない）。自己の収入として収受することができる。